

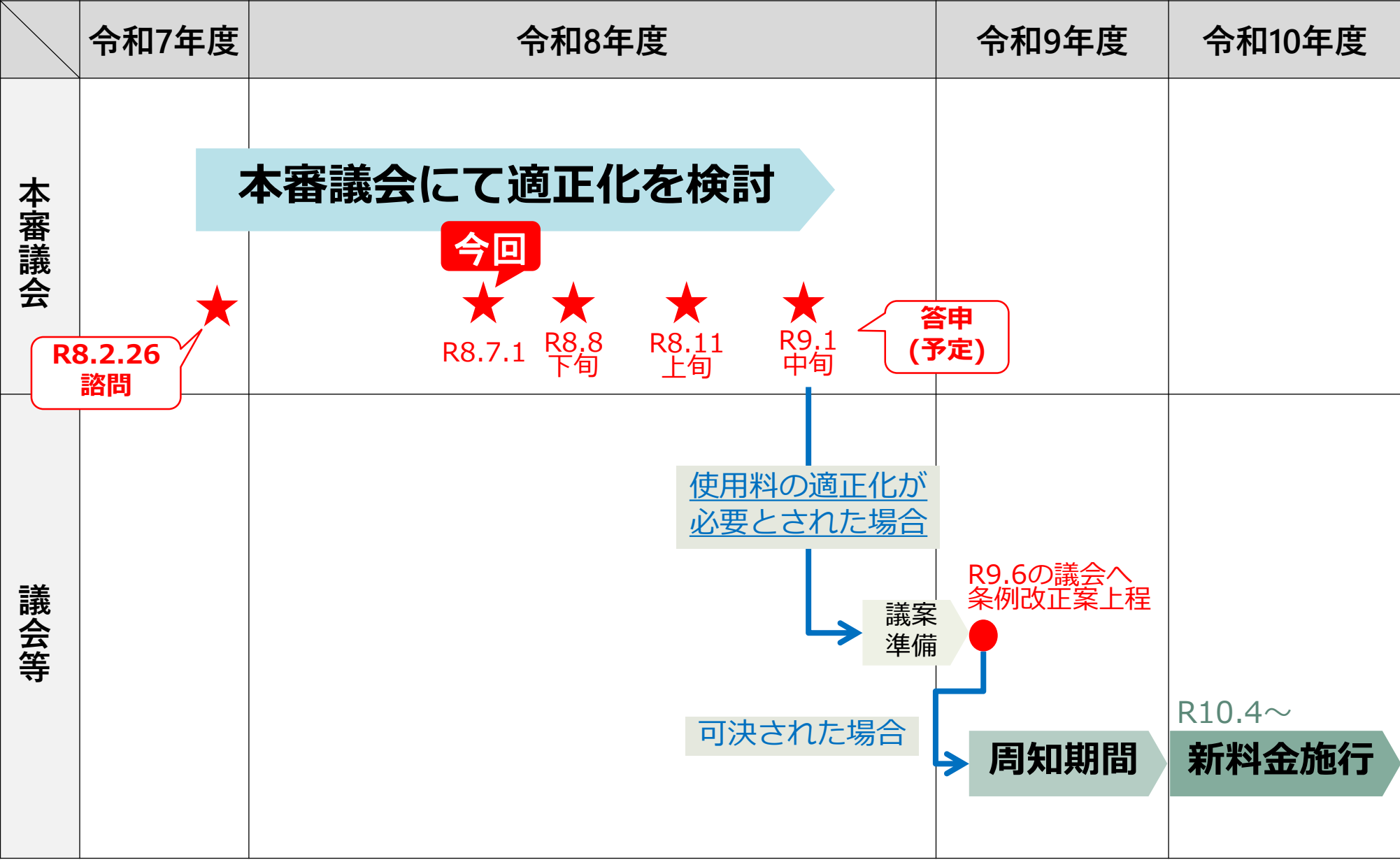
持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための 使用料適正化について

(令和8年第2回桶川市公共下水道事業審議会)



令和8年7月1日

下水道使用料適正化の検討スケジュール（案）



本審議会における検討手順

	第 1 回 (R8.2.26)	第 2 回 (R8.7.1)	第 3 回 (R8.8下旬)	第 4 回 (R8.11月上旬)	第 5 回 (R9.1中旬)
イントロ (導入)	下水道の 歴史としくみ	適正化の 必要性検討 (1)事業の概要 (2)経営状況 及び将来予測			
検討① 使用料水準の検討		使用料水準の検討 方針案の提示 意見聴取	水準案の提示 決定		
検討② 使用料体系の検討			使用料体系の検討 方針案の提示 意見聴取	体系案の提示 決定	
とりまとめ				答申書の作成 案についての 意見聴取	案の提示、確認

目 次

1 使用料適正化の必要性について

(1) 下水道事業の概要

p5~10

(2) 経営状況及び将来予測

p12~23

2 適正な使用料水準の検討について

(1) 下水道使用料の基本的な考え方

p25

(2) 適正な使用料水準の作成方針 (案)

p27~29

目 次

1 使用料適正化の必要性について

(1) 下水道事業の概要

p5~10

(2) 経営状況及び将来予測

p12~23

2 適正な使用料水準の検討について

(1) 下水道使用料の基本的な考え方

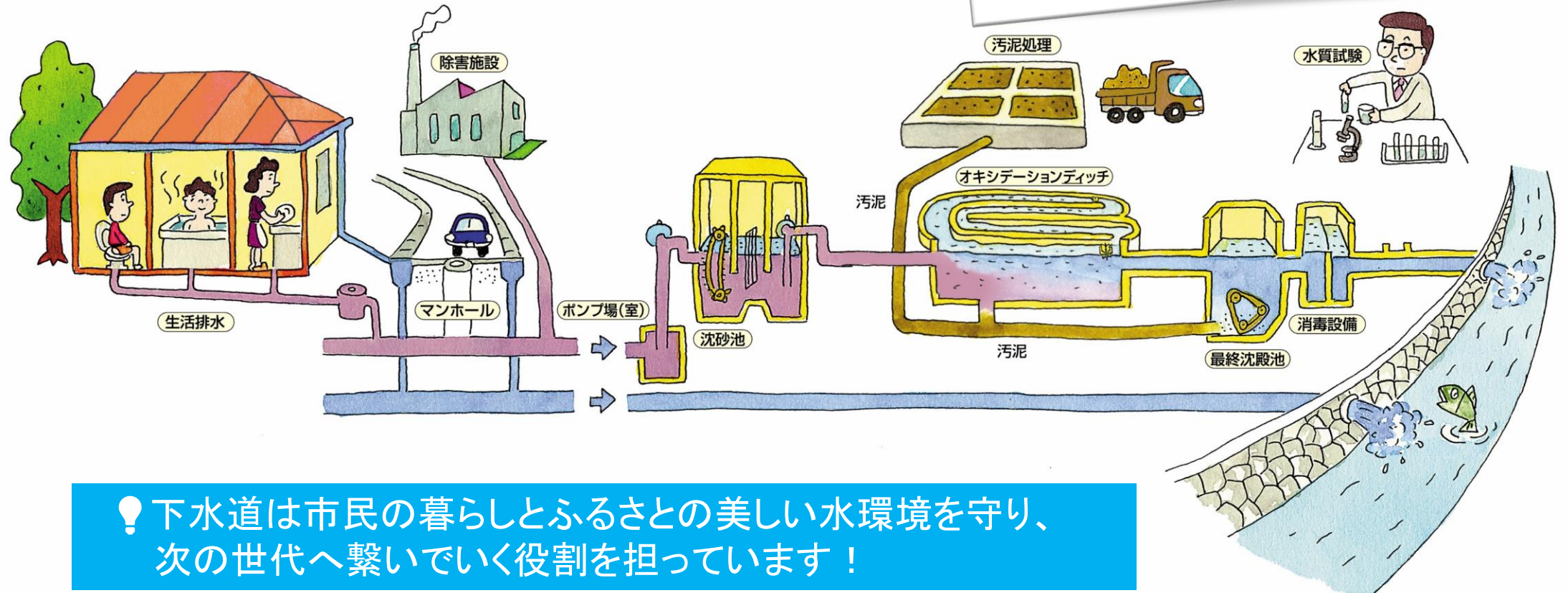
p25

(2) 適正な使用料水準の作成方針 (案)

p27~29

はじめに（下水道の重要な役割）

- ①トイレの水洗化と生活排水の処理
- ②浸水から街を守る
- ③街をきれいにする
- ④きれいな水辺をつくる



！下水道は市民の暮らしとふるさとの美しい水環境を守り、次の世代へ繋いでいく役割を担っています！

(1)下水道事業の概要

- 本市では昭和48年1月に公共下水道事業に着手し、生活排水や工場排水を処理する污水事業を昭和56年4月より供用を開始しています。
- 本市の污水は、最終的に埼玉県が管理する元荒川水循環センターで処理されます。

令和6年度末整備状況		
行政区域面積	本市の面積	25.35 km ²
処理区域面積	下水道が整備されている区域の面積	8.24 km ²
行政区域内人口	本市の人口	74,107 人
処理区域内人口	下水道が整備されている区域の人口	61,507 人
水洗化人口	下水道に接続している人口	59,433 人
ポンプ場	流れてくる下水を低い場所から高い場所に送るための施設	9か所
下水道管	終末処理場に下水を送るため地下に埋められた管	污水250km 雨水 32km

- 下水道では、通常、管路に傾きをつけた自然勾配で終末処理場に向けて流しますが、本市では地形的・地理的に、勾配を確保できない区域が多くあります。
- そのため、他市に比べてポンプ場の数が9か所と多いことが特徴です。

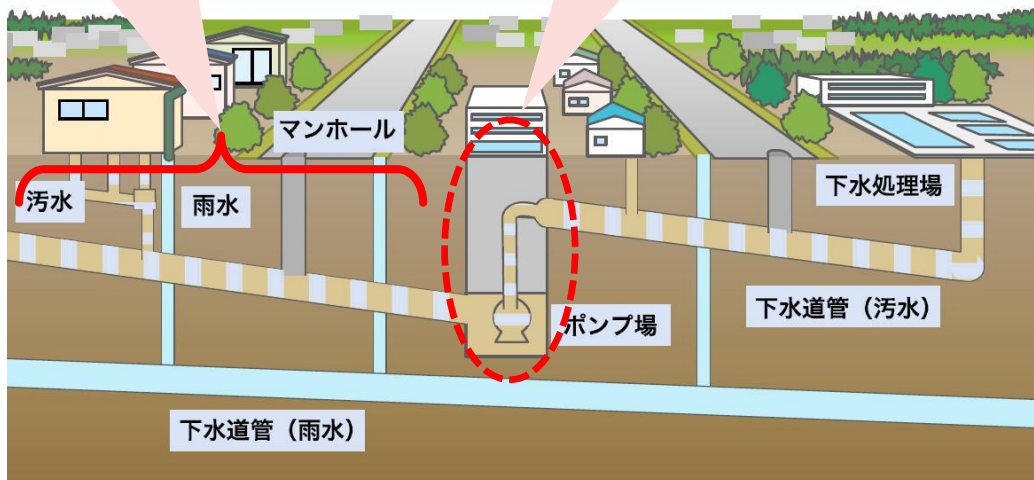


参考)
近隣市町のポンプ場数

市町名	箇所数
熊谷市	4か所
行田市	5か所
鴻巣市	5か所
北本市	1か所
上尾市	6か所
伊奈町	1か所
桶川市	9か所

下水道管は、汚水が自然に流れていくように勾配をつけて埋設されていて、徐々に太く深くなります。

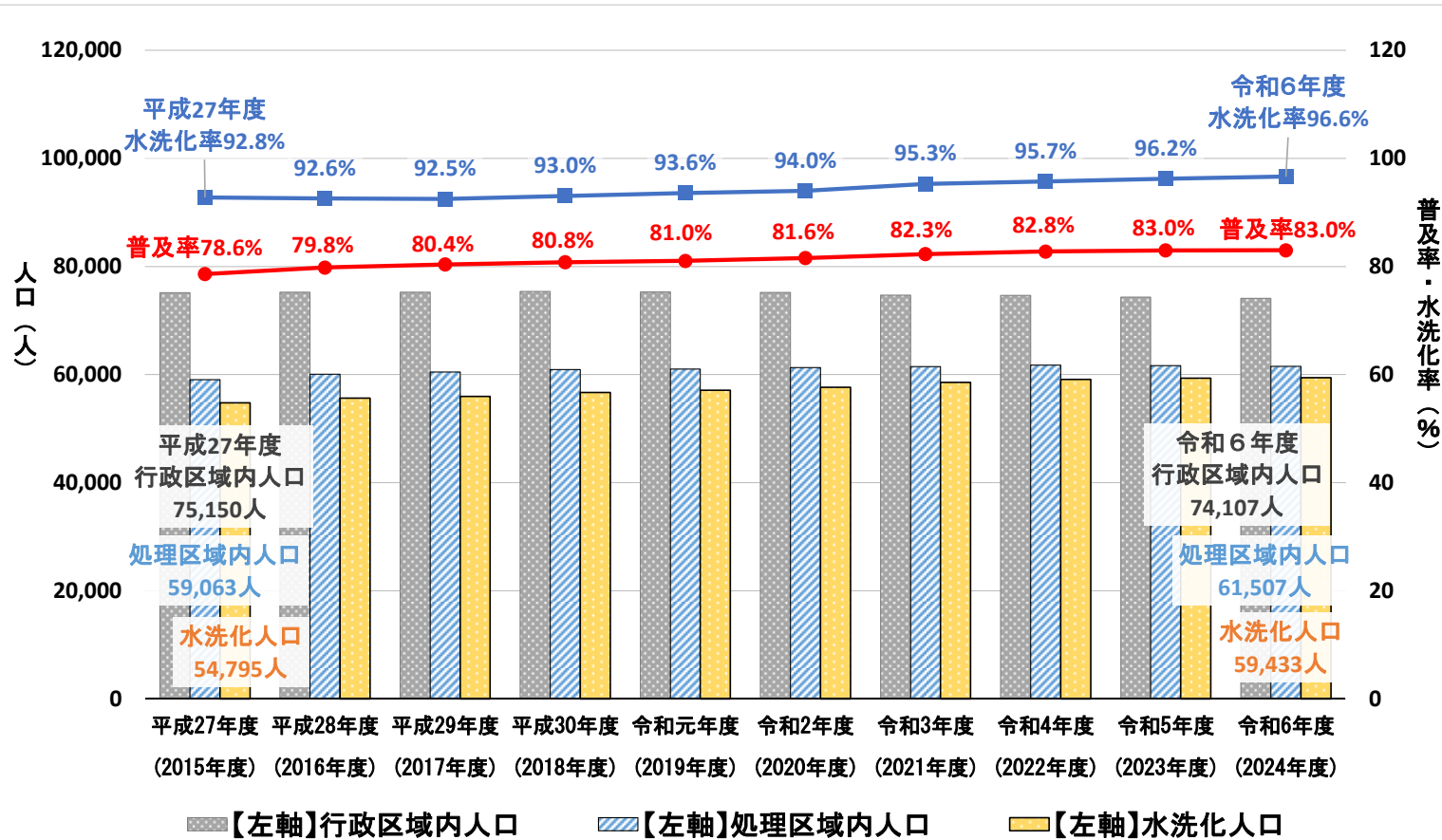
管が深くなると、ポンプで汲み上げ、また高いところから流し込みます。



(1) 下水道事業の概要

各種人口・普及率・水洗化率

- 下水道が整備されている処理区域内人口は直近では6.1万人程度で推移しています。
- 下水道の普及度合いを示す普及率※¹ や、各戸の下水道への接続度合いを示す水洗化率※²はここ10年で向上しています。



※1 普及率(%)

$$\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$$

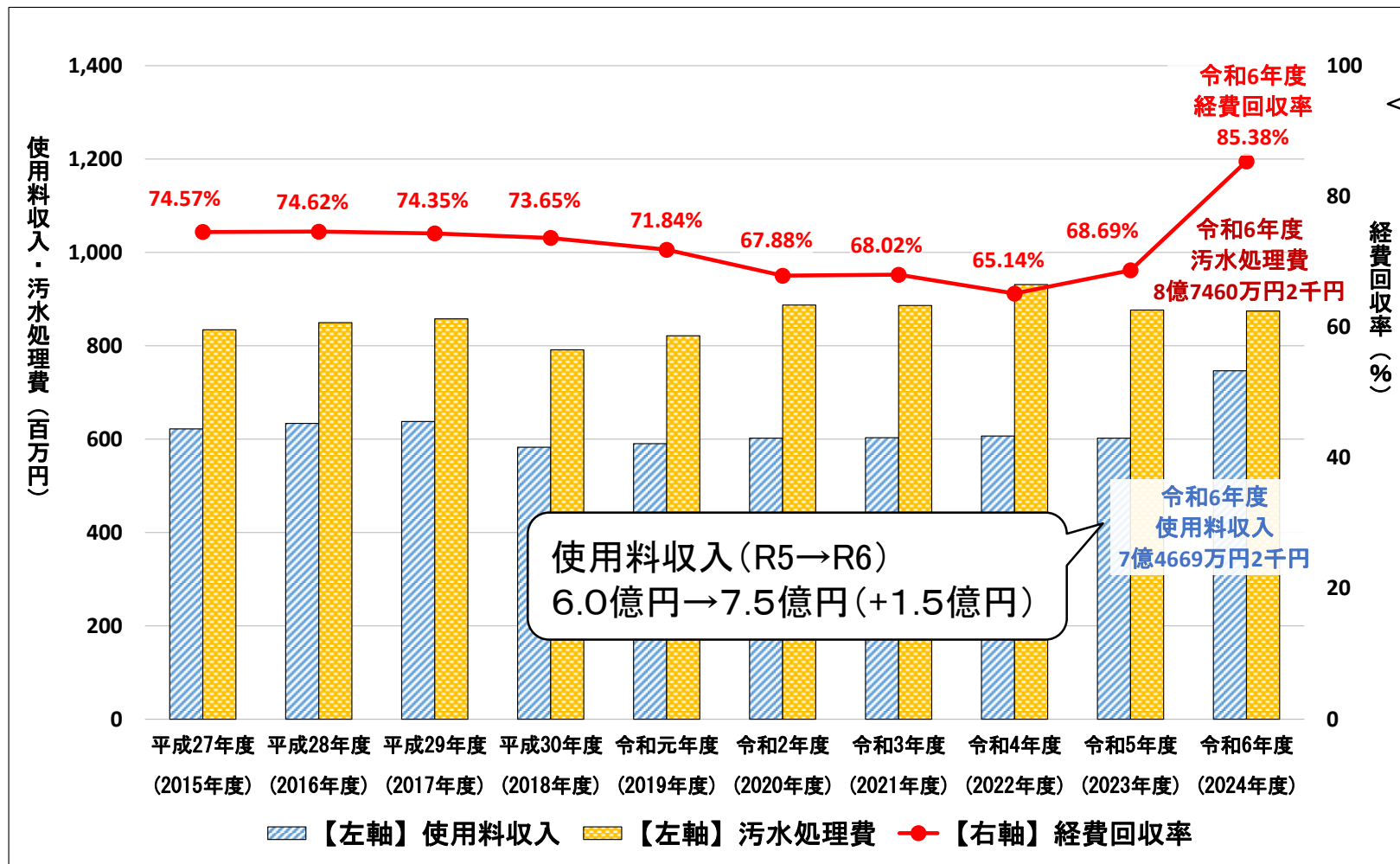
※2 水洗化率(%)

$$\frac{\text{水洗化人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

(1) 下水道事業の概要

使用料収入・汚水処理費・経費回収率

- 令和6年度は使用料収入※¹は約7.5億円、汚水処理費※²は約8.7億円となっています。
- 令和6年4月1日の使用料適正化により、経費回収率※³は約85%に向上しています。



経費回収率 (R5→R6)
68.69%→85.38% (+16.69%)

※1 使用料収入: 汚水処理の対価として使用者から徴収する料金。

※2 汚水処理費: 日常的な維持管理や、施設の減価償却に相当する費用等。

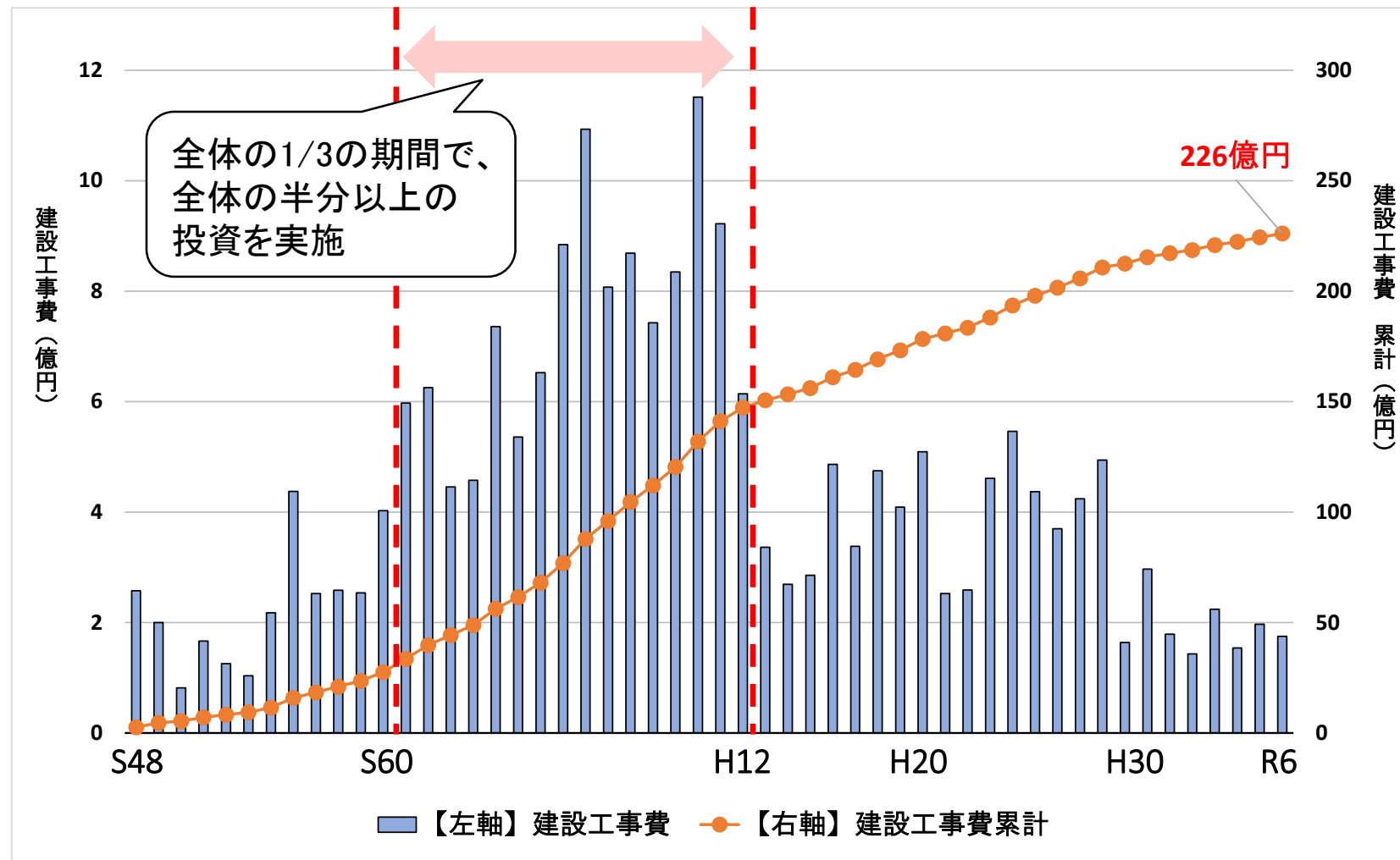
※3 経費回収率: 汚水処理費をどの程度使用料収入で賄えているかを表す指標で、独立採算の達成状況を表す重要な指標。

$$\frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}} \times 100$$

(1) 下水道事業の概要

污水管建設工事費

- 污水管※の建設整備工事のピークは、昭和60年度から平成12年度で、この時期には総額約120億円(全体の約53%)の新設投資が行われました。



※污水管: 家庭や工場などから排出される汚水を、下水処理場まで運ぶための地下に埋設された管。

目 次

1 使用料適正化の必要性について

(1) 下水道事業の概要

p5~10

(2) 経営状況及び将来予測

p12~23

2 適正な使用料水準の検討について

(1) 下水道使用料の基本的な考え方

p25

(2) 適正な使用料水準の作成方針 (案)

p27~29

公営企業とは

■ 地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業です。

地方公共団体の行政活動

	一般行政活動	公営企業
特徴	一般的な公共的需要を満たす活動で、その効果が特定の個人に留まらない	サービスの効果が特定の個人に留まる
事業(例)	道路、消防、ごみ処理、学校等	水道、下水道、病院等
財源	税金等によって賄われる	使用料によって賄われる
会計方式	官庁会計方式(現金主義)	公営企業会計方式(発生主義)

➡ 公営企業では、「住民の生活に必要なサービスを採算を考えながら提供する」ことが必要です。12

公営企業（下水道事業）の経営原則

独立採算の原則

- ⑩ 事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を運営する。

⑩

受益者負担の原則

- ⑩ 特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担を求める。

雨水公費・污水私費の原則

- ⑩ 雨水の処理は自然現象に起因するとともに、
- ⑩ その排除は受益が広く及ぶため公費（＝税金）負担とする。
- ⑩ 污水の処理は原因者や受益者が明らかであるため、
- ⑩ その排除は私費（＝使用料）負担とする。

➡ 下水道事業は、こうした経営ルールを守り、自立的に運営していく必要があります。

経営基盤の強化に向けた本市の主な取り組み

1. 下水道事業の経営戦略の改定

経営改善に向けたアクションプランの策定

令和7年度に下水道事業の経営戦略を改定し、最新の経営状況を反映した今後30年間の投資・財政計画を策定するとともに、下水道使用料適正化の必要性の検証や経費回収率の向上に向けたロードマップを策定しました。

2. 下水道未接続者に対する普及啓発活動の実施

水洗化率の向上、資金繰りの改善

使用料収入の増収を図るため、郵送や個別訪問等により下水道未接続者に対する普及啓発活動を実施しています。

3. スtockマネジメント計画※1策定と計画に基づく施設の改築更新等

コスト削減、安全確保等

下水道施設の老朽化対策として、「桶川市公共下水道ストックマネジメント計画」を策定しました。計画は適時見直しを行いながら、計画的に維持管理や更新を実施しています。

4. 下水道使用料の定期的な適正化

より適正な収入の確保

人口減少に伴い使用料収入が減少する一方で、既存施設の老朽化は進み、大規模な更新・改修工事が必ず必要になります。そのため生活基盤である下水道を維持していくためには、定期的な下水道使用料の適正化が必要になります。

5. 水の官民連携(ウォーターPPP※2)の推進

経費の縮減、職員負担の軽減

導入により経費の縮減や、業務執行のための人員確保、ノウハウの維持・強化等の効果を見込んでいます。

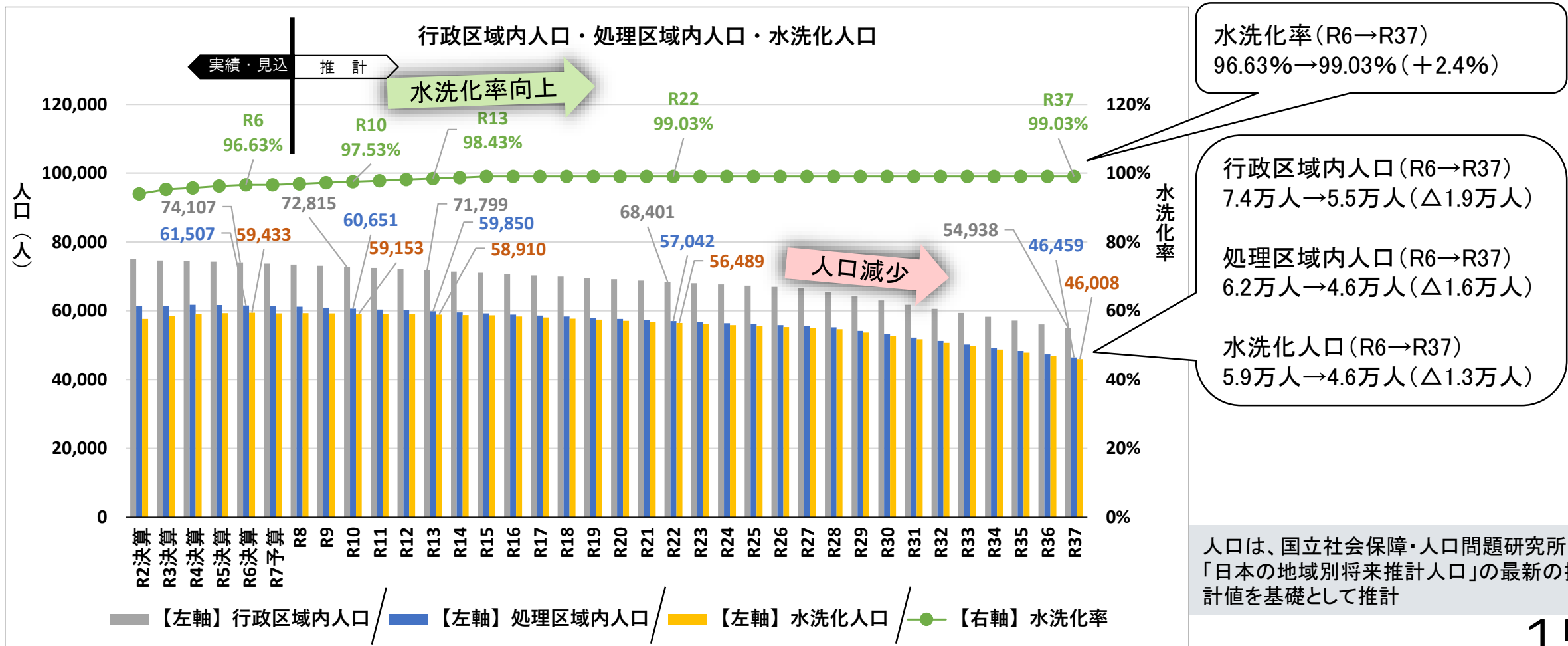
※1 スtockマネジメント計画: 既存の下水道施設を点検して状態を把握し、優先順位をつけて、効果的に修繕・更新するという計画的な維持管理の仕組み。コスト削減、安全確保、環境保護、災害対応力の向上といったメリットがある。

※2 ウォーターPPP: 下水道についてのPPP/PFI手法のうち、「施設等運営事業(コンセッション)」と「管理・更新一体マネジメント方式」の総称。地方公共団体と民間企業が協力して、維持管理・改築修繕計画の策定やその計画に基づく事業運営を行う新しい仕組み。

(2)経営状況および将来予測

各種人口・水洗化率

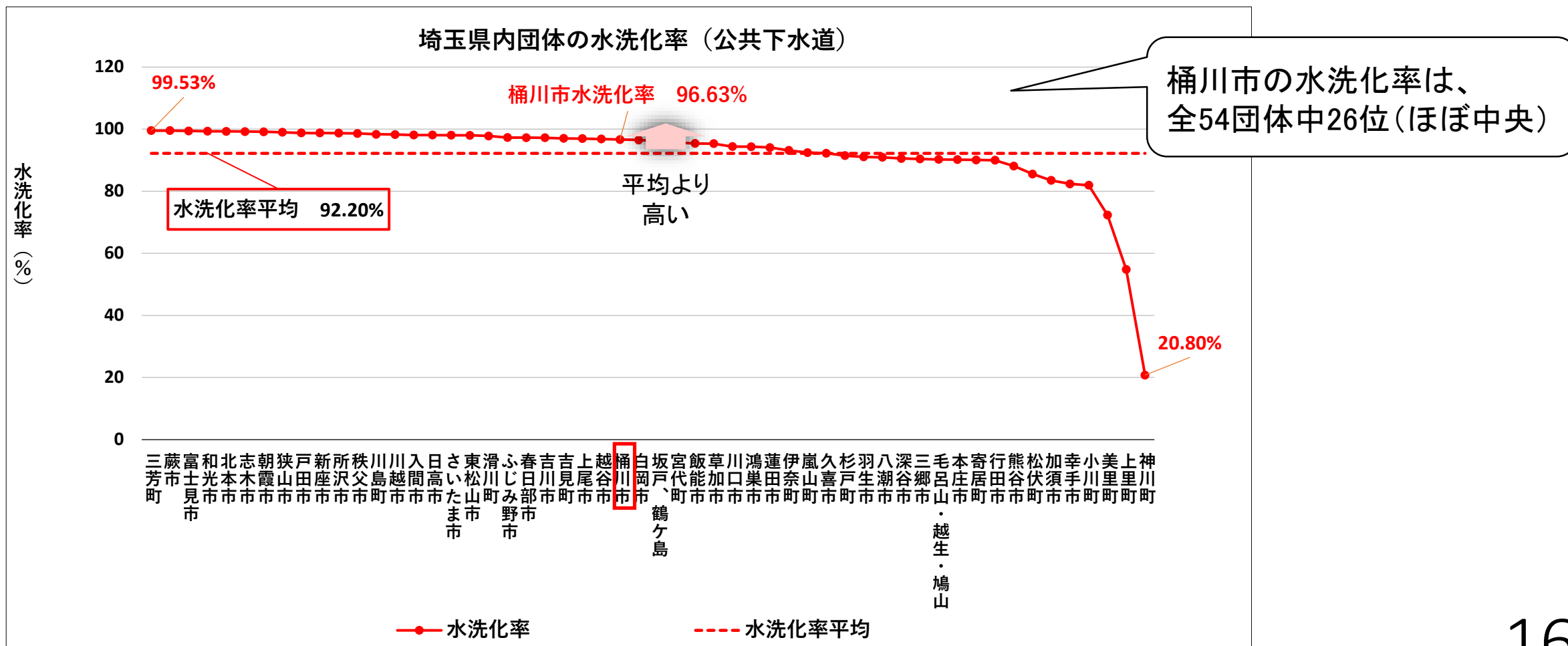
- 下水道未接続者に対する普及啓発活動の継続により、水洗化率は向上していく見通しです。
- ただし、行政人口全体の減少にともない、水洗化人口も減少する見通しです。



(2)経営状況および将来予測

水洗化率(県内比較)

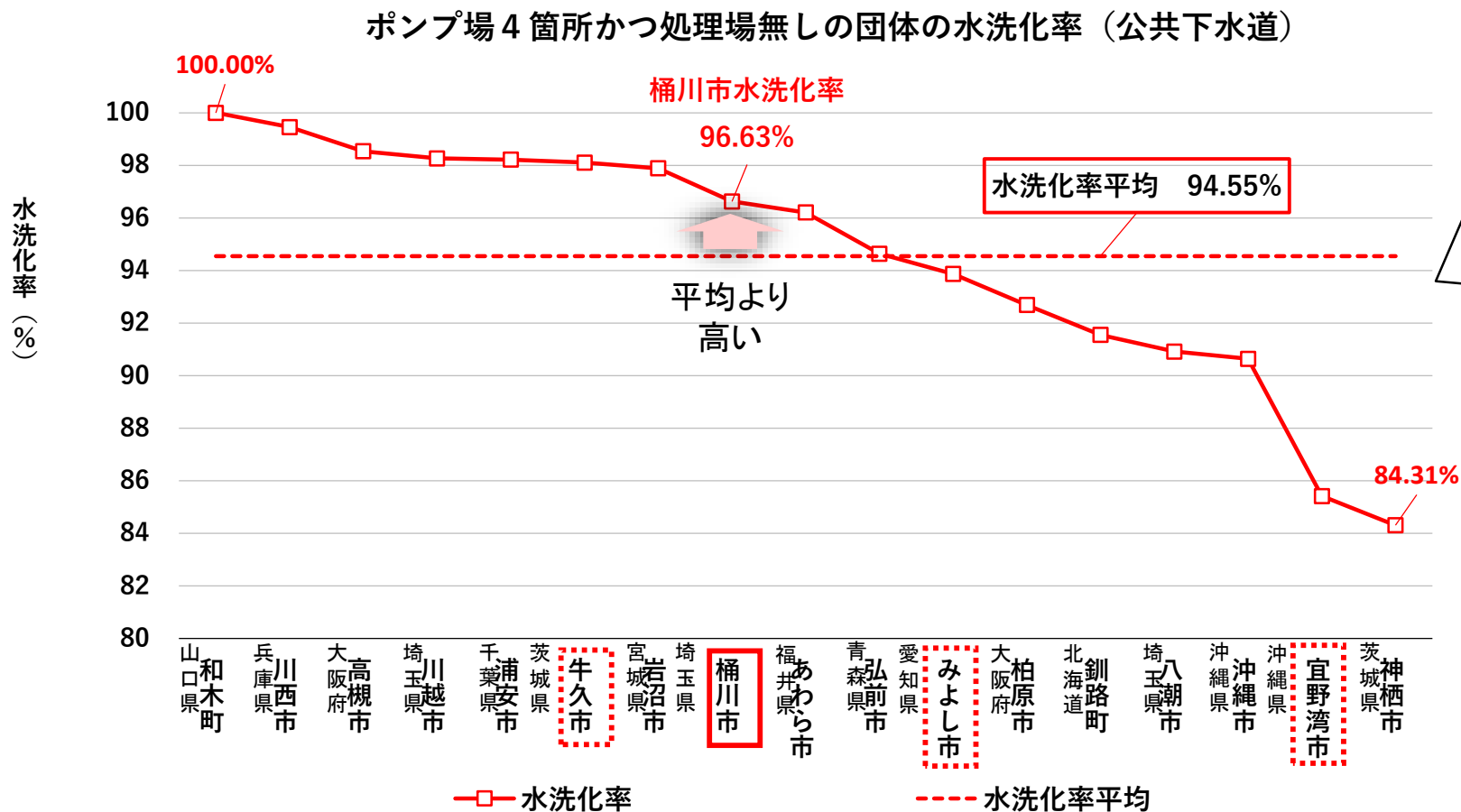
- 埼玉県内団体の月20m³使用料及び水洗化率を比較したグラフです。
- 県内平均と比べると、本市の水洗化率は高い水準にあります。



(2)経営状況および将来予測

水洗化率(類似団体等比較)

- 本市と同様に中継ポンプ場を4か所保有し、かつ処理場を持たない団体と比較したグラフです。
- これらの団体と比べて、水洗化率は高い水準にあります。



全17団体では、8位
(中央やや上)

類似団体(※)では、
2位
(4団体)

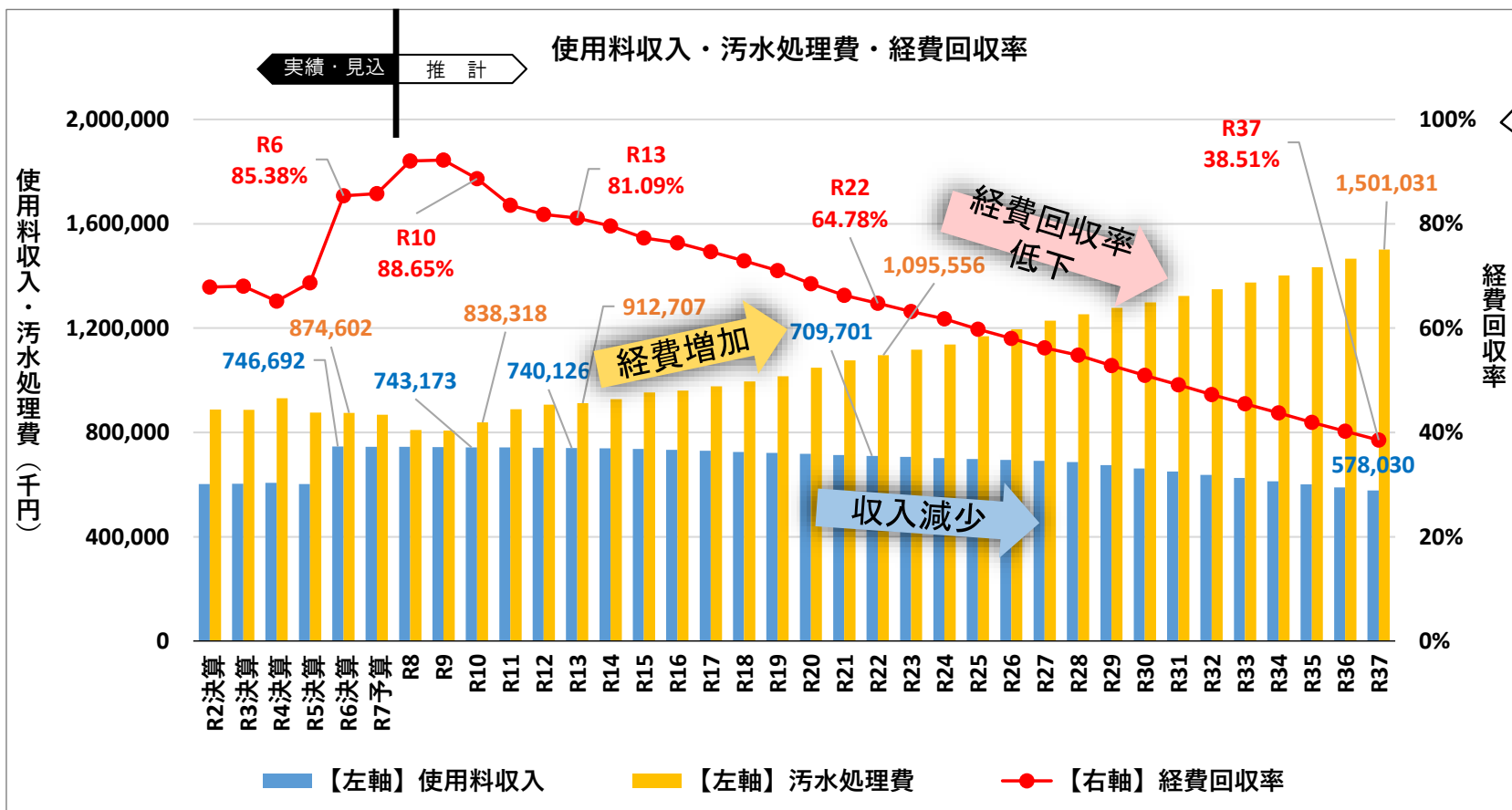
※総務省「R6決算経営比較分析」における
区分で、処理区域内人口等による区分
(赤枠囲みの4団体が同区分)

- ・処理区域内人口:3万～10万人未満
- ・処理区域内人口密度:50～75人/ha未満
- ・供用開始後年数:30年以上

(2)経営状況および将来予測

使用料収入・汚水処理費・経費回収率

- 人口減少等により、使用料収入は減少していきます。
- 物価等の上昇や改築工事増加により、汚水処理費は増加する見通しです。
- 結果として、経費回収率は低下していく見通しとなっています。



使用料収入 (R6→R37)
7.5億円→5.8億円(△1.7億円)

汚水処理費 (R6→R37)
8.7億円→15.0億円(+6.3億円)

経費回収率 (R6→R37)
85.38%→38.51%(△46.87%)

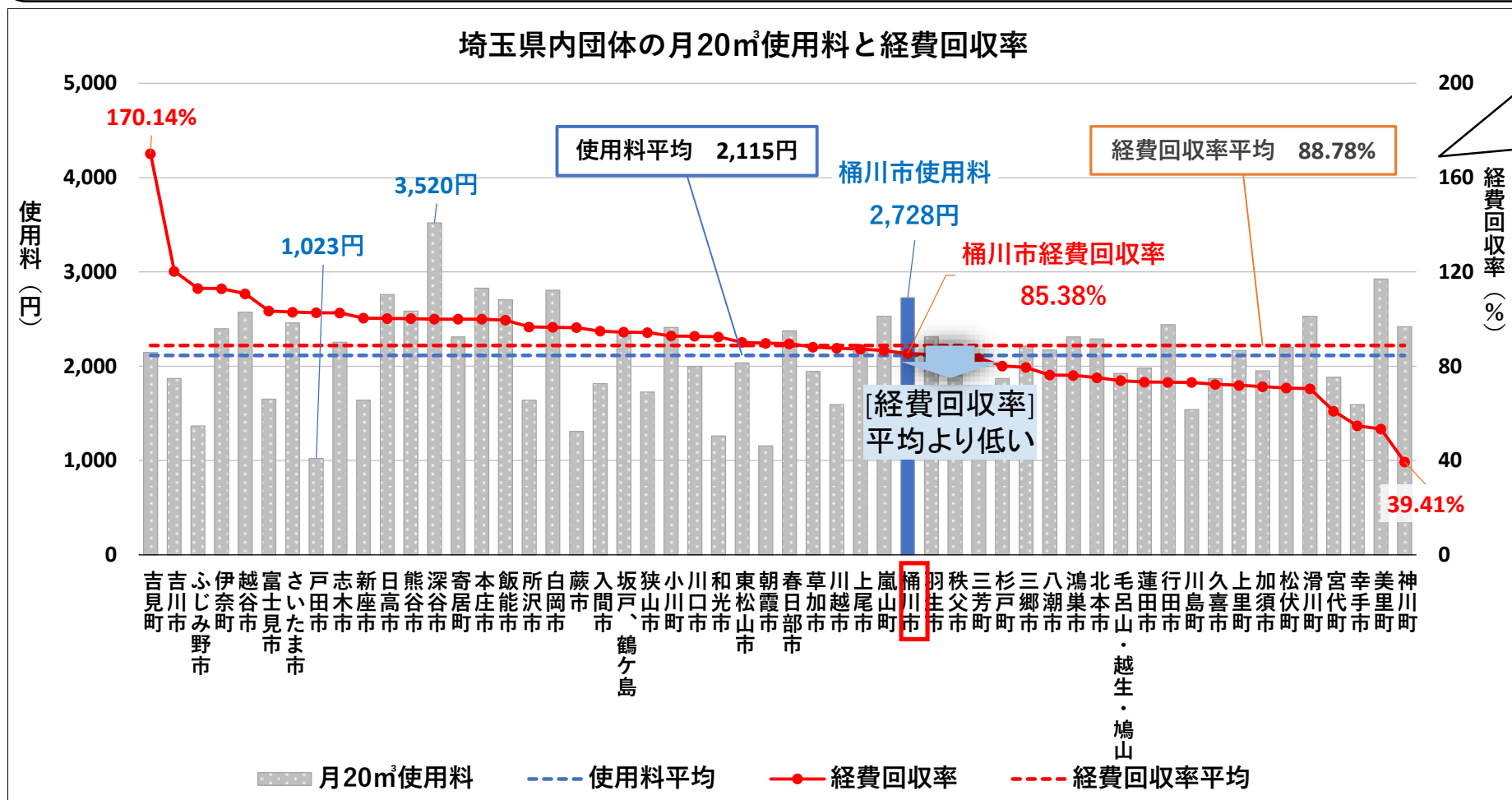
過去5年間の物価等の上昇率

対象経費	上昇率
職員給与費	9%
工事請負費、修繕費	17%
委託料	17%
電気代(動力費)	17%
荒川左岸流域負担金	21%

(2)経営状況および将来予測

使用料収入・経費回収率(県内比較)

- 埼玉県内団体の月20m³使用料(税込)及び経費回収率を比較したグラフです。
- 県内平均と比べると、本市の使用料は高い一方で、**経費回収率は低い状況**です。



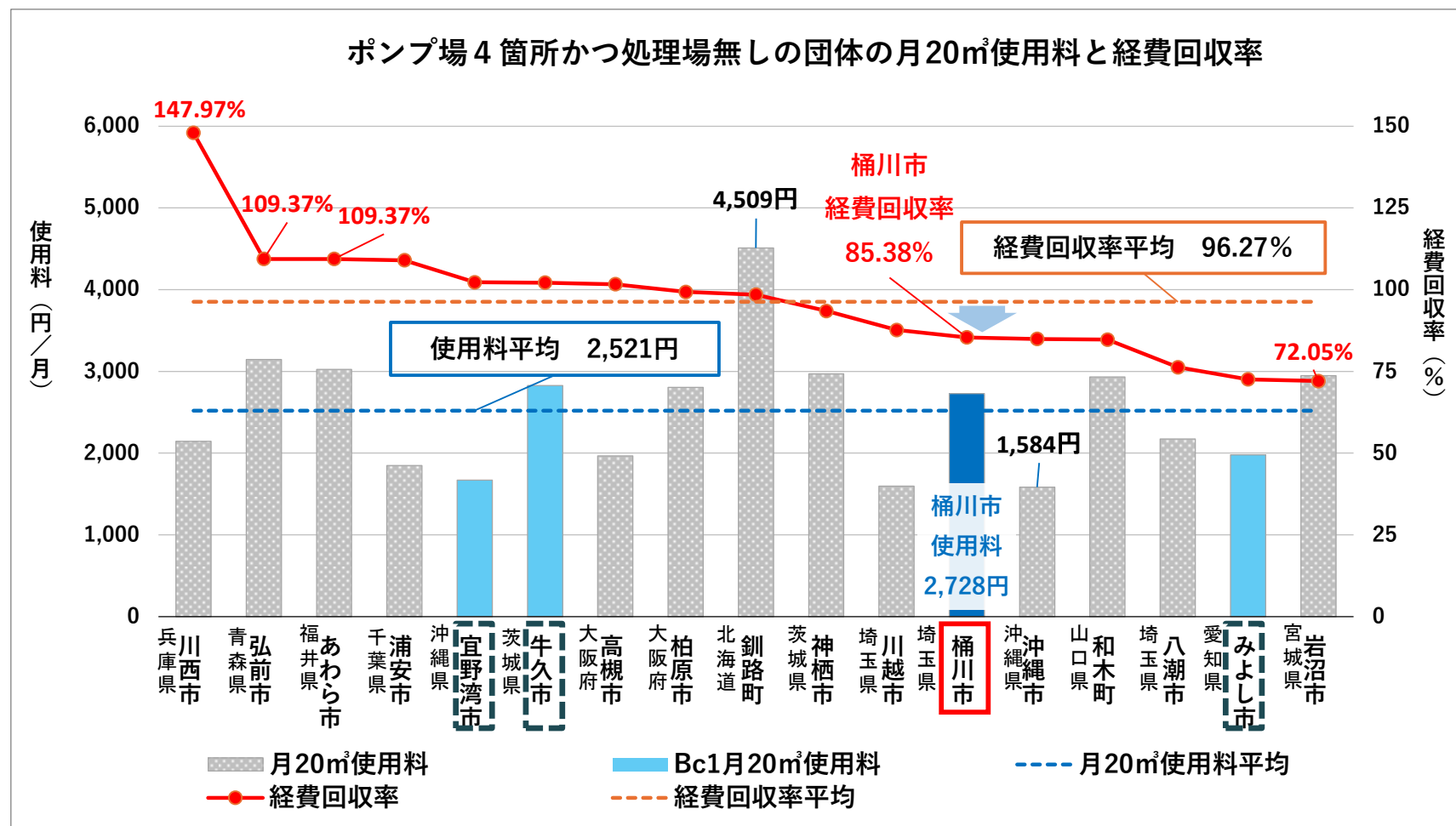
月20m³税込み使用料は、
全54団体中6位(上位)

一方経費回収率は、
全54団体中33位
(やや下位)

(2)経営状況および将来予測

使用料収入・経費回収率(類似団体比較)

- 本市と同様に中継ポンプ場を4か所保有し、かつ処理場を持たない団体と比較したグラフです。
- 本市の使用料はほぼ平均と同水準ですが、一方で**経費回収率は平均より低い状況**です。



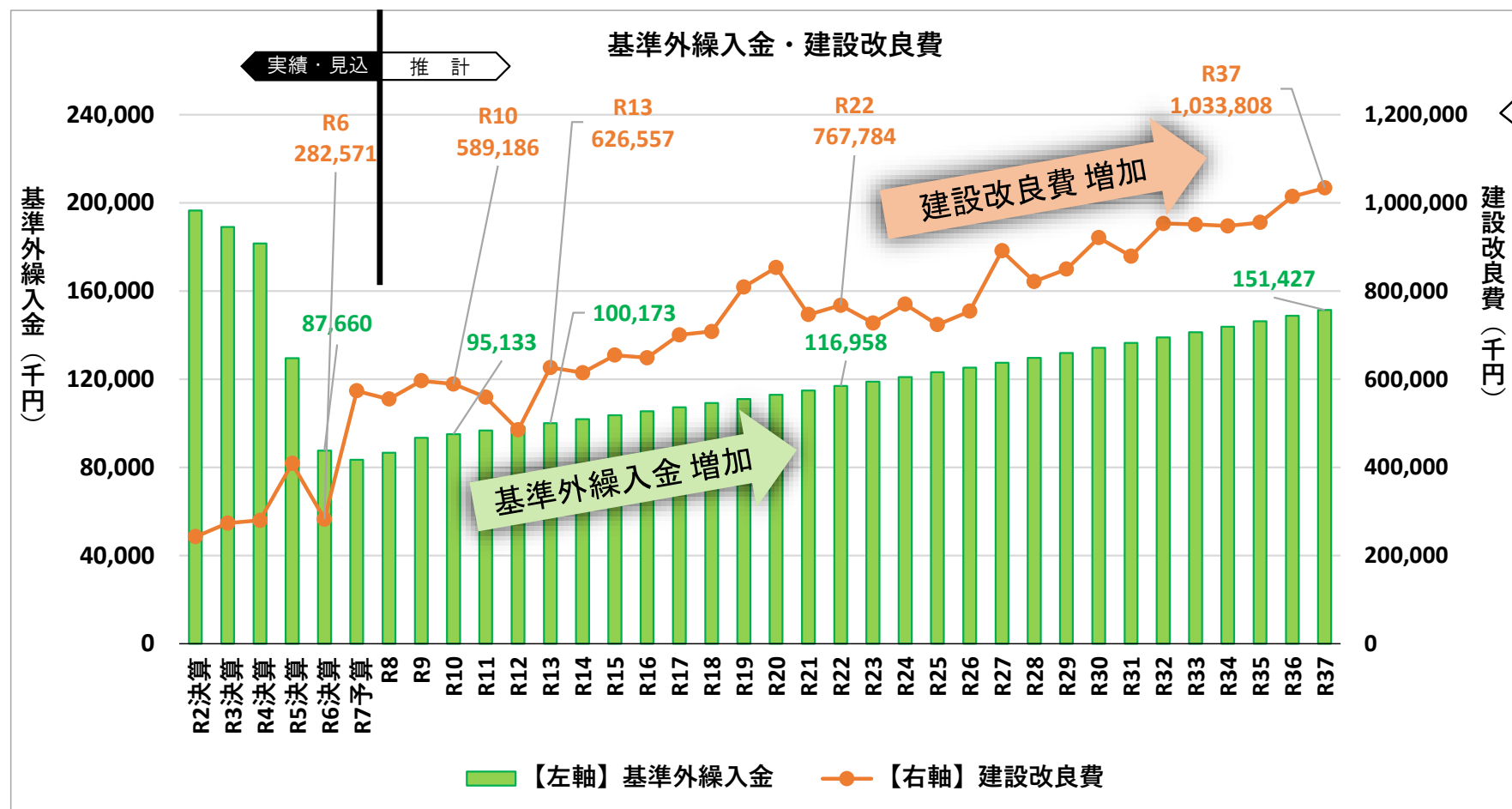
全17団体では
 ・月20m³使用料は、9位 (中央)
 ・経費回収率は、12位 (やや下位)

類似団体(4団体)では
 ・月20m³使用料は、2位
 ・経費回収率は、3位

(2)経営状況および将来予測

基準外繰入金・建設改良費

- 基準外繰入金※¹は、収支不足が継続するため、今後も引き続き繰入れが必要な見通しです。
- 建設改良費※²は、主に管渠の改築更新のため、今後費用は増加していく見通しです。



基準外繰入金 (R6→R37)
0.9億円→1.5億円
(+0.6億円)

建設改良費 (R6→R37)
2.8億円→10.3億円
(+7.5億円)

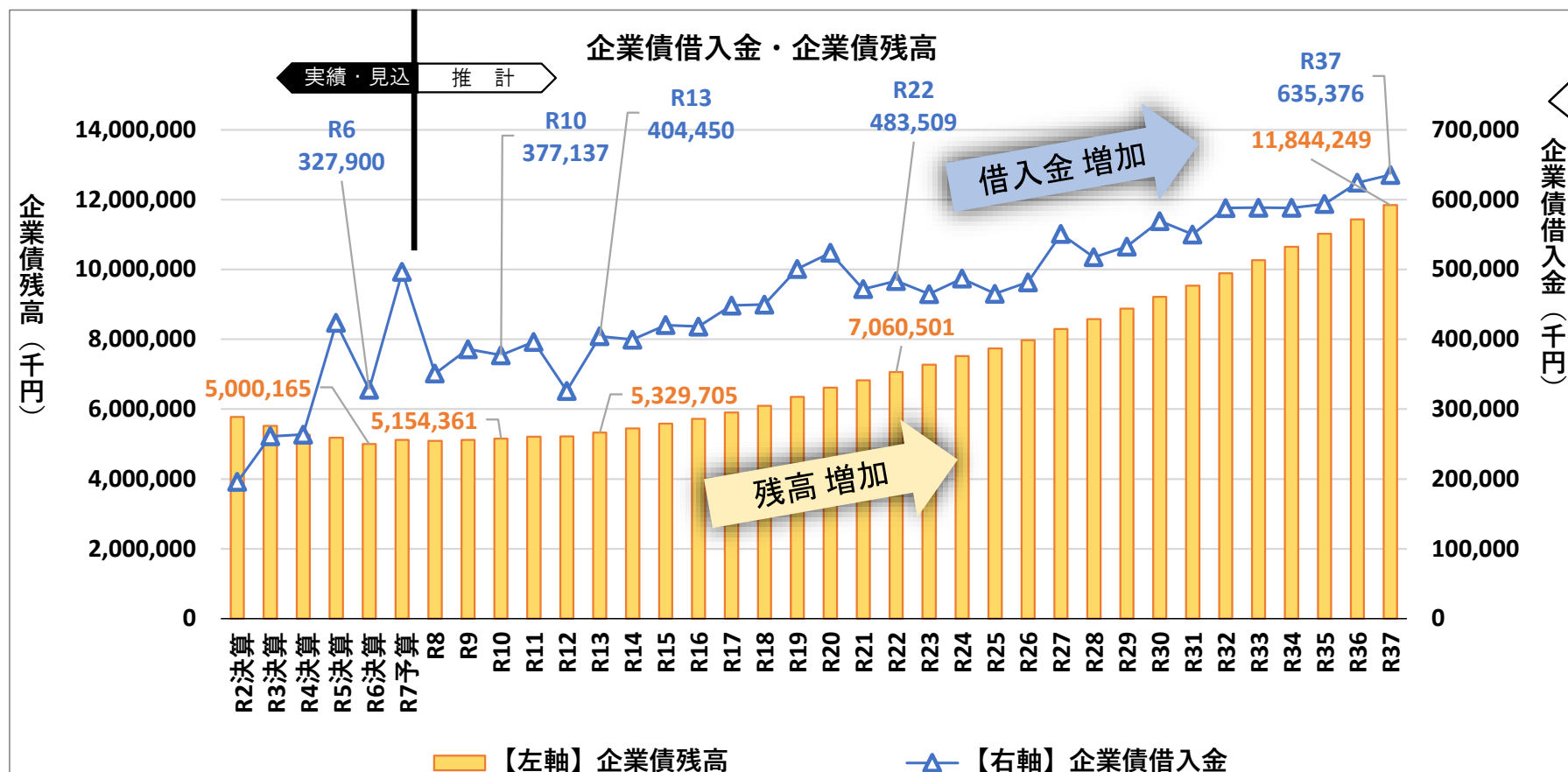
※1 基準外繰入金: 地方公営企業において、本来の繰入基準によらず、収支の均衡を図るための必要額について一般会計から繰り入れる資金。

※2 建設改良費: 下水道管の交換や施設の耐震化など、下水道事業の設備を新しくしたり、より良くしたりするためにかかる費用。

(2)経営状況および将来予測

企業債借入金・企業債残高

- 企業債借入金※は、建設改良費の増加にともない増加する見通しです。
- 企業債残高(借入残高)は、借入の増加にともない増加する見通しです。



企業債借入金(R6→R37)
3.3億円→6.4億円
(+3.1億円)

企業債残高(R6→R37)
50.0億円→118.4億円
(+68.4億円)

※ 企業債借入金: 地方公営企業が建設改良費などの大きな投資を行う際に、国や金融機関から借り入れる資金(収入)。

(2)経営状況および将来予測

本市の課題

投資状況

下水道施設の老朽化に伴う将来の更新費用の確保

污水管は、布設後50年（標準耐用年数）を経過するものが、30年後のR37年度には約186km（全体の約74%）となる見込みです。また、多くのポンプ場も所有しているため、将来の更新費用を確保しておく必要があります。

財政状況

①人口減少や節水機器の普及に伴う使用料収入の減少

人口減少の影響により水洗化人口が減少するほか、節水機器の普及により使用水量も長期的には減少するため、結果として使用料収入も減少することとなります。

②污水处理に要する費用の増加

多くのポンプ場には、消費電力効率の良い機種を導入等、経営努力として費用の削減を図ってまいりました。しかし、物価等の上昇や改築工事増加の影響は大きく、今後、継続して費用が増加していく見込みです。

③経費回収率が100%を下回る

上記①②といったことを要因に、日常的に必要な経費を回収しきれない状態が続きます。こうした現状では、将来の更新費用の資金を確保しておくことは難しい状況となっています。

④収入不足分を一般会計からの繰入金で補填

使用者が負担すべき污水处理に要する費用を賄えていないことから、その不足分を一般会計からの基準外繰入金（使用者以外も負担している税金）に依存しています。

➡ **引き続き経営改善は行いますが、
持続的・安定的な下水道事業運営のためには、使用料の適正化が必要と考えます。**

目 次

1 使用料適正化の必要性について

(1) 下水道事業の概要

p5~10

(2) 経営状況及び将来予測

p12~23

2 適正な使用料水準の検討について

(1) 下水道使用料の基本的な考え方

p25

(2) 適正な使用料水準の作成方針 (案)

p27~29

(1) 下水道使用料の基本的な考え方

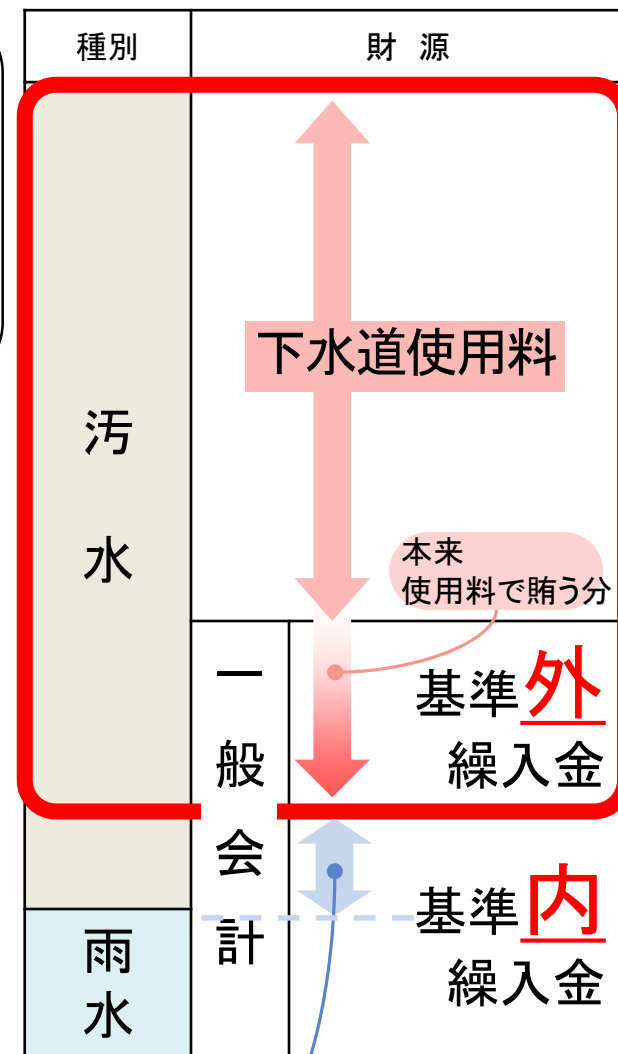
① 下水道使用料の算定期間

- 国の通知により使用料の算定期間を3～5年に設定することとされています。
- そのため、今回の収支シミュレーションに係る算定期間は、中間値の**4年間**とします。
(令和10～13年度)

② 使用料で賄う経費 (「第5次下水道財政研究委員会の提言」に基づく経費負担区分による)

- 下水道事業は、「独立採算の原則」に基づき、その事業にともなう収入によってその経費を賄うこととされています。
- ただし、一部の経費については、その相当額を一般会計が負担する(繰り入れる)こととされており、この繰入金を「**基準内繰入金**」といいます。
- したがって、下水道使用料で賄うべき経費は、**下水道事業に係る経費の総額から、「基準内繰入金」を除いた部分**(右図**赤枠**部分)となります。
- なお、本市は経費回収率が100%を下回るため、収入不足の部分を「**基準外繰入金**」で穴埋めすることで、収支のバランスをとっています。

使用料で賄う経費のイメージ



分流水下水道等や
高度処理に要する経費など

目 次

1 使用料適正化の必要性について

(1) 下水道事業の概要

p5~10

(2) 経営状況及び将来予測

p12~23

2 適正な使用料水準の検討について

(1) 下水道使用料の基本的な考え方

p25

(2) 適正な使用料水準の作成方針 (案)

p27~29

① 下水道使用料見直しの方向性に関する国の通知 (要旨)

令和2年7月21日付け「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」(国土交通省)

1. 各事業の収支見通しに則した使用料水準の設定について

近隣都市の使用料水準との比較を過度に重視することなく、収支見通しに照らして、合理的かつ適切な収支構造とすること。

・・・その市の実情・実態を反映した将来シミュレーションをふまえて、適正な使用料水準とする必要があります。

2. 二部使用料制と基本使用料の割合について

3. 累進度の設定について

4. 基本水量制について

使用料「体系」に関わる内容
次回以降の審議会で説明します。

➡ 使用料の水準や料金体系の適正化には、
国の通知における方向性を考慮する必要があります。

② 前回適正化時の答申内容

前回の使用料適正化時を実施した際の審議会答申(令和4年度)では、使用料改定を2段階で行い、次の目標を達成することとされています。

○目指すべき目標

3,350円: 1か月20m³使用した場合の使用料(税抜き)

令和4年度時点の試算において、日常的な維持管理に要する費用等を回収した上で、将来の更新投資に必要な財源を確保する水準であり、**経費回収率110%**に相当

➡ 将来の更新投資分を確保する水準である
「経費回収率 110%」を達成目標とする答申がありました。

参考)

令和5年度まで	1,800円/1か月20m ³
令和6年度から(第1回改定)	2,480円/1か月20m ³

(2)適正な使用料水準の作成方針（案）

- ① 下水道使用料見直しの方向性に関する国の通知
- ② 前回適正化時の答申内容

これらを踏まえ、公共下水道事業を持続的かつ安定的に運営していくための適正な使用料水準の作成方針(案)は、次のとおりと考えています。

<適正な使用料水準の作成方針(案)>

使用料算定期間(R10～R13の4年間)において、日常的な維持管理に要する費用等を回収し、かつ、将来の更新投資分を確保する。

